



|              |   |
|--------------|---|
| Title        | 「応仁記」一, 二巻本の書承  |
| Author(s)    | 小林, 賢章  |
| Citation     | 語文. 1983, 42, p. 21-28  |
| Version Type | VoR   |
| URL          | <a href="https://hdl.handle.net/11094/68711">https://hdl.handle.net/11094/68711</a> |
| rights       |   |
| Note         |   |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 『応仁記』一、二巻本の書承

小林賢章

一  
本稿の目的は、宮内庁書陵部蔵『応仁記』に後期軍記の書承の姿を見て取ろうとするものだ。その前提として、本節では書陵部本が属する『応仁記』一、二巻本の系統および諸本の性格について、概観しておくことにする。

一、二巻本を含め、『応仁記』諸本については、和田英道による諸本調査<sup>(1)(2)</sup>があり、ここではそのうち一、二巻本に関わる部分を抄出して、再掲することとする。

- ① 宮内庁書陵部蔵本（室町末期写。一卷二冊）（以下「書陵部本」と略称）
- ② 建仁寺塔頭兩足院蔵本（江戸初期写。一卷二冊）（以下「兩足院本」と略称）
- ③ 加賀市立図書館蔵聖藩文庫本（元禄頃写。一卷二冊）（以下「加賀本」と略称）
- ④ 大和文華館蔵鈴鹿文庫本（江戸中期写。二巻二冊）（以下「鈴

鹿本」と略称）

⑤ 龍門文庫蔵本（永禄六年八一五六三V写。一卷二冊）

⑥ 尊経閣文庫蔵本（万治八一六五八一六一V頃写。二巻二冊）

（以下「尊経閣本」と略称）

写本は以上であり、うち①③が一卷本、⑤・⑥が二巻本、④が両者の中間の形態を持つ一本とされている。これら写本以外に、二巻本として、⑦古活字版（六本）、及び⑧寛永十年版本（以下「寛永版本」と略称）があることもあわせ報告されている。

以上のうち、⑤龍門文庫蔵本は二巻本のうち、上巻のみが現存していると考えられる一本で、書写年時が現存『応仁記』諸本中一番古く、『応仁記』研究上重要な<sup>(2)</sup>一本ではあるが、本稿ではこれを検討の対象としなかった。

また、②兩足院本と③加賀本の関係は、聖藩文庫本の巻末に左記のような奥書があることからその密接な関係がわかる。

右應仁記書本者本在建仁寺」之文庫余一日到其住僧請」書写之住僧曰此本者非我」家業之本吾子平日好博學」故所与汝由是得之以為家塾」之秘本矣

寛永丙子七月八日 河野春祭

兩本の本文も一般的には極めて近い関係にあるが、兩本を比べてみると

| 加 賀 本   | 兩 足 院 本   |
|---|---|
| 悪思フ者ヤンタリケン義就カ宿ノ地藏院門扉ニ染書ランタリケン<br>勘解由小路室町ノ武衛ノ構ヲ責落サスンハ下京ヘノ通路容易カラス急キ武衛ノ構ヲセメヤトテ諸勢ヲ番ニ折テソ | 悪ト思者ヤンタリケン<br>勘解由小路室町ノ武衛ノ構ヲ責ヨヤトテ諸勢ヲ番ニ折テソ<br>(49頁) |

(86頁)

右のような相違がままた見られる。ここでもう一度確認しておくが、加賀本は寛永の奥書を持つが、元禄頃の書写であり、兩足院本は江戸初期の写本である。従がって、加賀本↓兩足院本という流れはありえない。可能なのはその逆兩足院本↓加賀本の流れであるが、右の例をみれば、その可能性もないことが肯けよう。

これら兩本は、健仁寺に関わる共通の祖本を有するが、直接の書

写関係は存在しないといえる。つまり、兩本は兄弟の関係にあるといえよう。

こう述べてくると、書写年時の古い兩足院本が加賀本に比し、良質な本文を持っているのではと考えられる面もあるが、そうでないのは先にみた通りである。

兩足院本の書写態度には拙速の気味がある。書写年時が新しいにもかかわらず、これら兩本の代表として、本稿では加賀本を使用する理由である。

次に一、二巻本の中間形態を有するとされる④鈴鹿本の本文部分には⑦古活字本、⑧寛永版本と極似している。読みを考慮して、振仮名・音読訓読符号などの付されている寛永版本をこれらの代表として使用する。

よって本稿で頻用する諸本は、①書陵部本、③加賀本、⑥尊経閣本、⑧寛永版本以上四本である。

二

『応仁記』の一巻本と二巻本にはどの位の差があるかについては、やはり和田が

この一巻本と二巻本の違いは、一事を除けば、あとは転写過程で生じた誤写・誤脱の多寡と、章段名が整備されているか否かの違いであって、本文的には異本をなすだけの相違はない。ただ一つの顕著な相違点は、序の次に『野馬台詩』とその注解とがあるか

ないかということである。諸伝本中、一巻本にはすべてこれがあり、二巻本には鈴鹿本を除いてこれがない。

と述べている。右のうち「章段名が整備されているか否か」（傍点筆者）の一項には疑問が残る。和田のいうのは「飯尾彦六左衛門尉歌」が章段名となっていてどうかという点をそのように指摘しているのであろう。章段名となっていない一巻本系統が古く、章段名となっていて、つまり整備されている二巻本系統が新しいという主張である。ところが、

中京大焼之事（書陵部本・85頁、加賀本<sup>(3)</sup>）京中大焼之事（尊経閣本、寛永版本）

のような例がある。応仁の乱当時中京の地はないのだから、二巻本の章段名の方が正しいことになる。一巻本と二巻本の先後についてここでは「飯尾……」の章段名とは全く逆の結論が用意される。つまり「飯尾……」が章段名となっているか否かということだけから、章段名の整備といった評を下すには、些さかのためらいをおぼえる。この点を除けば、右に述べられている事々は首肯されるものである。

一巻本と二巻本の先後問題についても、ここで述べることにする。和田は二つの理由から、一巻本が二巻本に先行する<sup>(2)</sup>と言う。

一、「飯尾……」が章段名となっていないかどうか。

二、書陵部本のみが、他の一、二巻本の全てが、巻末に持つ文章を持つていない。

一については既に疑問を提示した。これについて、二巻本中目録を持つ諸本では、本文が「京中……」となっていて、目録では「中京……」となっている。目録が本文に優先する可能性はないかという反論である。二巻本でも尊経閣本には目録はなく、目録の成立は、一、二巻本の先後及び成立の問題を考える程遡らないと考えられる。目録の問題を考えない理由である。

二については少し説明を要しよう。和田は一巻本の中でも、書陵部本は他の二本に先行し、それら二本と本文の近い二巻本は一巻本に連なるものだというのである。しかし、和田自身危惧を示されているように、巻末部分が書陵部本の脱落の可能性は、他の一、二巻本が、書陵部本文を増補したものだという可能性と同じ程度にあるのではなからうか。このこともまた、一巻本と二巻本の先後を論じる根拠とはなりえないのではなからうか。

以上、一巻本と二巻本の先後の問題については、論を改めねばならないこととなった。

### 三

前節を承け、本節では、一巻本と二巻本の先後の問題を、和田のいう「誤字・誤脱の多寡」といった程度の本文上の差異から考えてみる。

ここでは、その代表的な例を二、三例検討してみる。

〔例一〕

主山ハ亀山・岩山ニ嵐山コソ見ニケレ（書陵部本・25頁）

主山ニ亀山案山ニ嵐峯コソミヘニケレ（加賀本）

主山ニ亀山客山にあらしの峯こそみえにけれ（尊経閣本）

主山ニ亀山。客山ニ嵐ノ峯コソ。ミヘニケレ。（寛永版本）

〔例二〕

敵味方二、三十万騎ノ猛勢ナレハ、（書陵部本・76頁、加賀本）

敵味方二三萬騎ノ猛勢ナレバ。（寛永版本・尊経閣本）

〔例三〕

官人官女モ皆小路ニ蝶臥憂へ、先皇モ共惱ニ叙心ニ事コソアサマシケレ。（書陵部本・98頁）

官人官女モ皆小路ニヒレ臥テ憂へ先皇モ上皇モトニ惱ニ叙心ニサセ玉フ事コソ浅猿ケレ（加賀本）

官人官女もみな小路ニひれふしてうれへ先皇も正皇も共に叙心を

悩し給ふこそあさましけれ（尊経閣本）

官人モ。宮女モ。皆小路ニヒレ臥テ憂へ。先皇モ正皇モ。共ニ悩ニ叙心ヲ。サセ給フ事コソ。浅猿ケレ。（寛永版本）

〔例一〕は、二巻本系統が正しい。〔例二〕は、例文だけではど

ちらが正しいかわからないが、別の箇所にも、「敵味方二、三万騎ノ

兵トモ」（諸本・80頁）とある。〔例二〕とこの鉤括弧の部分は一

つ

つ

つ

の合戦中の記事であり、ここでも二巻本のほうが正しいといえる。

〔例三〕は、上に「官人官女」とくるのだから、下も「先皇上皇」

のようではなければならず、書陵部本の本文は疑問である。次に、加

賀本の「先皇モ上皇モ」は、この文では同一人、後花園院をさすこ

ととなり、これもおかしい。とすれば、二巻本が正しいとなるので

あろうが、「正皇」という語の用例を見い出せないでいる。多分、

聖皇の当て字であろう。つまりこんなことが推測される。正皇を見

た加賀本の筆者は、正皇は音の同じの上皇のあやまりだと思って、

上皇と書いた。それを見た書陵部本の筆者は上皇と先皇とが同一人

をさすのだから、正皇を略してもよいと考え、これを略した。

右の三例は、一、二巻本の本文が対立するだけでなく、その先後

を考えられる用例を上げた。本文の対立だけをいうなら用例を今少

しあげることができる。「乱天之事」（一巻本・30頁）、「乱天之事」

（二巻本）、「藤ノ尾越」（一巻本・92頁）、「藤木越」（二巻本）など、

その数は決して多くないが、二節で見た、「中京大焼之事」なども

含め、そうした用例を上げることが難しいことではない。

ここまで、一、二巻本の対比という視点でみてきた。一巻本と二

巻本には数は少ないが、対立が見られ、二巻本の方が一巻本に先行

するようだ。二巻本が一巻本に先行するだろう今一つの理由は書陵

部本は、二巻本の上下の区切り位置を数行分白紙にすることによっ

て示しているという点である。一巻本が二巻本に先行するなら、そ

うした必然性はないのではなからうか。

四

本節では、一巻本と二巻本という対立ではなく、書陵部本と他の三本という視点でみてみる。次に「天狗流星之事」の項の校異表を示す。

| 書陵部本 | 他の三本 |
|------|------|
| 夜竟   | 夜竟   |
| 名月   | 明月   |
| 夜    | 夜既ニ  |
| 坤軸   | 乾坤   |
| 有様   | 有様ハ  |
| 告ル   | 告ヌ   |
| 先代ノ  | 先代   |
| 武家   | 武家モ  |
| 大乱モ  | 大乱   |

右は、「天狗流星之事」の項のみ、しかも書陵部本と他の三本が一致して対立する場合のみを上げた。右の表から書陵部本に独自異文が多いのは肯げよう。

ここで書陵部本の独自異文の中味を検討してみる。

〔例一〕

北ハ黄、南ハ青、東ハ白、西ハ紅ノソメイロノ山（書陵部本・25頁）

北ヲ黄ニ南青東白西紅染色ノ山（三本）

〔例二〕

両家互ニ堪道ヲ蒙ル事三度も。（書陵部本・27頁）

両家互ニ堪道ヲ蒙ル事三ヶ度赦免セラルル事三度も（三本）

〔例三〕

世拳<sup>コソクツテ</sup>テ肥馬ノ塵ヲ望ミ、（書陵部本・50頁）

世拳テ肥馬ノ塵ヲ望ミ（加賀本）

世拳テ疲馬ノ塵ヲ望ミ。（寛永版本、尊経閣本）

〔例四〕

彼怨<sup>ウラミ</sup>ランテ〔書陵部本・94頁〕

彼阿党<sup>アタウ</sup>ランテ（三本）

〔例一〕は謡曲『歌占』にもあるように、当然五七五七七の形でなければならぬ。〔例三〕は、『太平記』に「同官モ肥馬ノ塵ヲ望ミ」（巻一ほか）とあるように、肥馬が正しい。書陵部本のように瘦馬が出てくるためには、肥馬が疲馬とあてられ、字形と意味合いから、疲馬が瘦馬となったと考えねばなるまい。〔例四〕は、前後関係から阿党でなければならぬ。阿党の仮名「アタウ」の「アタ」に怨を当て、さらに「ウラミ」と振り仮名を付けたと考えられる。

〔例二〕は三本の方が文の連らなりがよいことが知られる。

書陵部本の中から、こうした用例を拾うことはそう難しいことではない。つまり、書陵部本はその書写年時の古さにも関わらず、その成立は現在一、二巻本の最後尾に位置すると考えられる。

次に、『応仁記』の成立年時について述べておく。一、二巻本に共通して、「寛正六年<sup>(一)</sup> 御土御門院ノ御即位」(諸本・17頁)の項がある。後土御門天皇の追号が決定されるのは、同天皇の死後、明応九年(一五〇〇)十一月一日であることは、『後法興院記』などから明白である。とすれば、『応仁記』一、二巻本の成立はこれからねばならないという指摘がある。首肯すべきである。

今一つ注目せねばならない年号は、一巻本(加賀本を含め)冒頭の『野馬台詩』迷文の上部に書かれている「宗自元喜至大永三年一千九十八年<sup>(二)</sup>」(諸本・10頁)の大永三年(一五二三)の年号である。少なくとも、管見に及んだ独立した『野馬台詩註』にはこの年号がみられず、応仁記冒頭の『野馬台詩註』には全てこの年号が存在する。とすれば、この年号は大きく二つに理解されよう。一つは、例えば、寛永版本のような『野馬台詩註』が、応仁記冒頭の『野馬台詩註』のように、その註が増補された時の年号、今一つは、その増補された『野馬台詩註』が一巻本『応仁記』に組み入れられた時の年号である。右いずれの場合でも、一巻本の成立はこの大永二年を遡上しないこととなる。

話の方向を少し変えて、『応仁記』の書承について考える。『応仁記』の序文と思われる文章中に、「庶幾直<sup>(三)</sup>當字<sup>(四)</sup>廣<sup>(五)</sup>之而已<sup>(六)</sup>」(加賀本・18頁)の一文がある。ただこの文は鈴鹿本と寛永版本では、「庶

幾<sup>(七)</sup>直<sup>(八)</sup>當字<sup>(九)</sup>而廣<sup>(十)</sup>之而已<sup>(十一)</sup>」とよまれている。当時、当字という概念があったかどうか、まず問題になるが、『燈前夜話』に「華山院ヨリ以下ハアテ字ニ書ス」<sup>(十二)</sup>とあり、また『応仁記』中には、「一宮正字<sup>(十三)</sup>知正梅<sup>(十四)</sup>」(書陵部本・108頁)とある。『応仁記』の例だが、正字を知らないといっているのであるから、とうぜん当字の概念はあったはずである。つまり、この時代、当字の概念は既に存在していたことになる。当字の概念が当時あったとすれば、ここまで、『応仁記』が書承によって伝播されたものと述べてきたことから考えて、作者が庶幾したのは、「直<sup>(十五)</sup>當字<sup>(十六)</sup>」であったと肯げよう。本文の脇に、「不知正字<sup>(十七)</sup>」と書きとめた姿勢も、「直<sup>(十八)</sup>當字<sup>(十九)</sup>」<sup>(二十)</sup>と考える時、よりピッタリくるものである。

「庶幾直<sup>(二十一)</sup>當字<sup>(二十二)</sup>廣<sup>(二十三)</sup>之而已<sup>(二十四)</sup>」といった序文を見ると、普通それは謙辞であるにとらえる。しかし、それが単に謙辞でない例を「不知正字<sup>(二十五)</sup>」の中に見た。さらに第四節で示した書陵部本と他の三本の校異表を今一度参照されたい。「天狗流星之事」の項は決して長い項目ではない。総字数四百五十文字の短い部分にこれほどの差異があるのである。他の三本が一致している例だけである。こうした傾向は当項だけにとどまらず、書陵部本全体に及ぶ。その後示した例一、三、四を考え合せると、書陵部本筆者の書写態度には、むしろ積極的に改変を加えようとしている姿勢がみてとれる。書写をしていく際、自らの判断で文章を改変する態度だ。こうしたことは、書陵部本だけにとどまらないようである。例えば加賀本の例を二例引こう。

〔例一〕

大息ツイテ由良ヘタリ。中ニ防衛ヲ失ヒ、只アキレ迷ヘル計也。

(書陵部本・82頁)

大息ツイテソ由良ヘタル(加賀本)

大息ツイテ由良ヘタル城中ニモ防ノ術ヲヒ只アキレ迷ヘル計也

(兩足院本)

大息ついてぞゆらへたる城中も防ニ術をうしなひ只あきれまどへる斗也(尊經閣本)

一巻本の書陵部本、兩足院本では、尊經閣本の「城中も防ニ術をうしなひ只あきれまどへる斗也」の部分の意が不通である。ここでは、「由良へ」るのが奇手、「術ヲ失」うのは、城中であり、次に「角

(互カ)

テ兩陣牙軍ヲ止テ颯ト引退テ」(加賀本)と続く為には、「城中も

」の文は是非にもあつてほしい一文だ。兩足院本のような意味不明の本文を見た(兩足院本と加賀本が極く近い関係にあるのは先に述べた)。加賀本筆者が意識的に落したと考えられる。

(例二)

早速ニ記謀叛人之交名ヲ以テ令言上者、為ニ上意可被退出其(謀(兩足院本)加賀本アリ)叛人一也。(書陵部本・95頁、兩足院本、尊經閣本)

早速ニ謀叛人ノ交名ヲ記シ以令言上者上意トシテ退出セラルヘシ

(加賀本)

謀叛人が繰り返されるのを嫌って、加賀本が改変したのがわかる。

加賀本中には、書陵部本ほどに右のような用例を見出すことはできないが、加賀本も時に積極的な改変を行なっている例である。

こうした改変は、『応仁記』一、二巻本にとどまらず、『応仁記』二巻本を核に成立した『応仁記』三巻本や『細川勝元記』でも芝々みられる。繰り返す要もないかもしれないが、ここでいう改変は、第四節の書陵部本や本節の加賀本でみたような小さな改変であり、一つの話柄を全て除くといった大きな改変をさしてはいない。

つまり、「直」當字」という『応仁記』作者の言は、単なる謙辞ではなく、同本の未来の姿を予測した言辭だった。そして、『応仁記』の作者をして、そうした発言をさせる背景には、所謂後期軍記の書承のされかたといったものがあつた。

## 七

こんにち、我々は書承というと正確に書写することを想像する。しかし、少なくとも後期軍記の世界では、そうした現代の常識はあてはまらない。『応仁記』三巻本の成立がそうであるように、糊と鈎で新しい本が作られることがあつた。それも「直」當字」精神と相連なる行為であつた。

少なくとも、後期軍記においては、文章の通りがよい方が古いといった単純な論理や本文に相違があれば、誤写誤脱と決めつける姿勢は廃されねばならない。

## 注

(一) 和田英道「応仁の乱関係軍記書誌目録稿」(『跡見学園女子大園文学

科報』5)

(2) 同右『應仁記・應仁別記』(古典文庫38)解説

(3) 書陵部本は注(2)文献に基づき、他の諸本は、全て写真・コピーなどによった。本文中に示される頁数は全て書陵部本の頁数を参考までに示したものである。また、二本以上の本文を一つに扱う時、論に影響を与えない限り、多少の表記上の差は無視している。従がって、振り仮名なども大略省略に従がう。

(4) 諸本とあるのは、本稿で頻用する書陵部本、加賀本、尊経閣本、寛永版本をさす。

(5) 池田敬子「昭和五十六年度中世文学会秋季大会」口頭発表

(6) 例えば、書陵部本・11頁「東海姫氏国」の注について、「応仁記」所載の『野馬台詩註』と寛永版本のそれを比較してみると、「本朝へ……姫氏国」までは両本に共通してあるが、「玄恵法印説姫氏国トハ日本ノ主天照ハ女也姫ハ女ノ惣名也」は、寛永版本にない。ところが、三重大学蔵本では、寛永版本と同一の本文の周囲に書き込みがあり、その書き込み中に、「言姫女惣名也日本天照太神翁也此神已女体ヲ、尔云也」とある。こうした例は三重大学蔵本中からさまざま拾える。よって、「応仁記」

中の『野馬台詩註』は寛永版本のような本文を持つ『野馬台詩註』を増補したと考えられる。

(7) 抄物大系『燈前夜話』48頁

(8) 一、二巻本の先後問題で触れた書陵部本に他の三本が共に持つ記事でないことも、こうした書陵部本の性格を考える時、書陵部本がそれを落したと考えねばならない。

(9) ここでの二巻本は、一巻本に対する二巻本で、その中でも、寛永版本・鈴鹿本が現存諸本中では一番近い。

## 追記

本稿は大阪国文談話会中世部会の『応仁記』講読を通して成ったものである。参加者各位から、種々資料の恵与や問題点の教示をうけた。殊に、島津忠夫・池田敬子・黒田彰諸先生には一方ならぬ援助を得た。ここに謝意を申し述べる。また、加賀本の閲覧には加賀市立図書館に、三重大学蔵『野馬台詩註』の閲覧には広岡義隆先生の手をわずらわした。合わせて感謝申し上げる。

(一九八三・七・二〇記)